

平成23年 第1回

南会津町議会臨時会 会議録

南会津町議会

平成23年第1回南会津町議会臨時会 第1日

議事日程 (第1号)

平成23年1月28日(金曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の報告について
専決第20号 損害賠償の額の決定並びに和解について
- 日程第 4 議案第 1号 南会津町住民生活に光をそそぐ基金条例
- 日程第 5 議案第 2号 公の施設の指定管理者の指定について(古町温泉赤岩荘)
- 日程第 6 議案第 3号 平成22年度南会津町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 7 議案第 4号 平成22年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第 8 議案第 5号 平成22年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第 9 議案第 6号 平成22年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(22名)

1番	湯田 哲	議員	2番	渡部 俊夫	議員
3番	高野 精一	議員	4番	馬場 信作	議員
5番	山内 政	議員	6番	渡部 優	議員
7番	星 光久	議員	8番	楠 正次	議員
9番	湊田 幹夫	議員	10番	渡部 忠雄	議員
11番	湯田 秀春	議員	12番	星 登志一	議員
13番	星 和男	議員	14番	平野 昌盛	議員

15番	阿久津 梅 夫	議員	16番	渡 部 東	議員
17番	芳賀沼 順 一	議員	18番	菅 家 幸 弘	議員
19番	大 竹 幸 一	議員	20番	児 山 寿 明	議員
21番	五十嵐 司	議員	22番	渡 部 康 吉	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

大 宅 宗 吉	町 長	渡 部 龍 一	副 町 長
五十嵐 竹 則	教 育 長	杉 原 一 成	会 計 室 長
宍 戸 英 樹	総 合 政 策 課 長	室 井 裕	総 務 課 長
星 光 幸	商 工 観 光 課 長	馬 場 増 男	税 務 課 長 兼 会 計 管 理 者
長 沼 芳 樹	住 民 生 活 課 長	渡 部 仁	健 康 福 祉 課 長
児 玉 忠 男	建 設 課 長	星 惠 助	環 境 水 道 課 長
大 竹 洋 一	農 林 課 長	齋 藤 友 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長
原 田 稔	学 校 教 育 課 長	酒 井 直 伸	生 涯 学 習 課 長
星 安 晴	館 岩 総 合 支 所 長	渡 部 文 政	伊 南 総 合 支 所 長
森 秀 一	南 郷 総 合 支 所 長		

事務局職員出席者

渡 部 俊 夫	事 務 局 長	星 欣 一	事 務 局 長 補 佐
---------	---------	-------	-------------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は22名であります。

ただいまから平成23年第1回南会津町議会臨時会を開会いたします。



◎開議の宣告

○渡部康吉議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。



◎会議録署名議員の指名

○渡部康吉議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番、高野精一君、21番、五十嵐司君を指名いたします。



◎会期決定の件

○渡部康吉議長 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決しました。

ここで議長から申し上げます。

これから議題となります日程第3、報告第1号から日程第9、議案第6号までの議案審議に当たりましては、南会津町議会基本条例第10条の規定により、質疑の応答は一問一答の方式で行うものとし、会議規則第55条のただし書きの規定により、質疑の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定により、その発言時間は答弁を含めおおむね30分に制限することにいたしますので、その趣旨は簡潔明確に質疑されるようご協力方よろしくお願いいたします。



◎報告第1号の上程、説明、質疑

○渡部康吉議長 日程第3、報告第1号 専決処分の報告について、専決処分第20号 損害賠償の額の決定並びに和解についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

平成23年第1回南会津町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙のところご参集を賜りましてまことにありがとうございます。本年もどうぞよろしく願いたします。

これより本臨時会に提出いたしました各議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

初めに、報告第1号 専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において規定されている事項について専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

専決第20号 損害賠償の額の決定並びに和解についてであります。本件は昨年10月28日田島字東荒井地内の株式会社味の食卓はだかや駐車場において、移動していた町有マイクロバスが敷地内の照明灯に接触し、損壊させたものでありまして、過失割合を町100%として株式会社味の食卓はだかやに対して賠償金26万9,850円を支払うことで合意しましたので、損害賠

償の額の決定並びに和解について専決処分したものであります。

以上、ご報告申し上げましたので、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

9番、湊田幹夫君。

○9番 湊田幹夫議員 町のバスだと思うんですが、これは対人対物入っていると思うんですが、これは全額そういう保険で解決したのか。そしてバスの損害はなかったのか、お伺いします。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

町の公用車の保険の状況でございますが、すべて任意保険に入っておりまして、額で申しますと対人无制限、それから対物が1,000万、それから車両保険にも入っておりまして、車両保険が200万ということで入っています。

お尋ねのありました損害の賠償金につきましては、すべてこの保険のほうで対応するということございまして、さらに加えてバスの修理代につきましても、これも車両保険のほうから適用させていただくということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 9番、湊田幹夫君。

○9番 湊田幹夫議員 保険に入っていたと思うので、それでいいと思いますが、するとバスの大体損害、保険でやる金額はどのくらいかかりましたか。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 バスの修理代につきましては、ちょっと手元に資料を持ち合わせておりませんので、後でお答えをさせていただきたいと思っております。

○9番 湊田幹夫議員 はい、了解。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これをもって、報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第4、議案第1号 南会津町住民生活に光をそそぐ基金条例を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、議案第1号 南会津町住民生活に光をそそぐ基金条例についてご説明を申し上げます。

本案は、国の補正予算で措置された住民生活に光をそそぐ交付金対象事業について平成24年度まで継続的に事業を実施するため財源となる交付金を基金に積み立てるものであります。基金の設置目的及び対象となる事業内容は、第1条のとおりでありますので、よろしくご審議を賜りご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

14番、平野昌盛君。

○14番 平野昌盛議員 本議案の第2条の関係なんですが、地域活性化交付金をもって積み立てる、2項には基金として積み立てる額は、予算で定める額とする、これは考えてみますとその交付金そのものをストレートに積み立てるのかなと思われたんですが、予算は一般会計の予算だとは思いますが、とにかくその額は予算で決める。何かこの辺、アンバランスがあるように思うんですが、基金そのものは積み立てると基金のうちから……、失礼しました、交付金をそのまま積み立てるのか、それ以外に一般財源でも足して、そして予算で積み立てる額を決めるのか、その辺をいま一つはっきり飲み込めないで、その辺を説明していただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

今回の国の補正予算に伴いまして地域活性化交付金というものが補正で計上されました。その中身の1つとして、今話題になっております住民生活に光をそそぐ交付金というものが交付されるということになっておりまして、当町におきましては現段階のところ、後の補正予算にも出てまいりますが、額で申しますと3,127万8,000円が交付される見込みとなっております。

このうち一部平成22年度の今回の補正予算に積むほか、来年度以降について事業を予定している部分につきましてはこの交付金を財源として基金に積んで、それから平成23年度、それから24年度で執行するというような形になっておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

それから加えまして、先ほど9番議員のほうからおただしありましたマイクロバスの修理代でございますが、額で申しますと41万8,110円でございます。全額車両保険ほうから給付されるということで考えておりますので、あわせてよろしくお願ひしたいと思ひます。

○渡部康吉議長 14番、平野昌盛君。

○14番 平野昌盛議員 補正予算、何ですか、議案第1号なんですが、補正予算で計上されているのは2,300万円。そういうことになりますと、その交付金の一部を内金で積み立てるといふことになろうかと思ひますが、それでよろしいのか伺ひます。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 再度お答え申し上げます。

今回の光をそそぐ交付金の当町に対する交付見込み額につきましては、先ほども申しましたとおり3,127万8,000円でございます。そのうち基金に積む分が今お話にありましたとおり2,300万円を予定しておりまして、その差額分につきましてはこの住民生活に光をそそぐ交付金に即した形で平成22年度の今回の補正予算のほうに計上されているといふことをご理解をいただきたいと思ひます。

○渡部康吉議長 14番、平野昌盛君。

○14番 平野昌盛議員 そうしますとこの第2条の第1項は、交付金をもって積み立てるといふことの言い回しはちょっと妥当ではないと思ひますが、これは何か迅速的なものがあつたのかどうか、その点伺ひます。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

この条例の文言につきましては、国のほうから標準例というものが示されておりまして、それに基づいて今回の設置条例を設定したといふことをございまして、第2条の積み立てにつきましては、この基金の財源につきましては住民生活に光をそそぐ交付金をもって積み立てるんだといふことでお読みいただければ、ご理解いただけるのかなといふふうに思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔「やむを得ないでしょう」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 ほかにございませつか。

11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 私、この住民生活に光をそそぐということについてちょっと違和感もあるんですけども、国のほうから標準で来ているんだということなんですが、住民生活に光を、結局注がないというものがこういうふうに5つかな、あるわけですけども、ここに等とは書いていないからこの5つだけをいうのか、その辺が第1点です。

それから、具体的に知の地域づくり、何となくわかりそうなんだけれども、具体的に、もしこういうものかというのがあればお知らせいただきたいと思います。あるいは自殺予防等のその弱者対策とかと、こういったものは具体的にはこういうことですよというようなその事例というかそういったものがあればお伺いしたい。

それからもう1点は、第3条に先ほどの説明ですと今回の補正と、それから23、24の2年間でやるんだという割には、有利な有価証券にかえることができるなんて書いてあるんですが、これはどのようなことを考えているのか、この2点お願いしたいと思います、3点か。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

まず、今回の住民生活に光をそそぐ交付金でございますが、内容としましては、これまでなかなか目が届かなかった部分につきまして、弱者対策等を含めまして今回の交付金で措置しましょうということが一つの大きな考え方になっております。

それで対象事業でございますが、これにつきましては第1条の括弧の中でお示しされておりますが、これは5つ書いてあるようでございますが、実は大きく分けますと3つの分野ということに整理をされております。1つは、地方消費者行政、これが1つです。それから、ドメスティックバイオレンス対策から自立支援まで、ここまでが2つ目の分野。それから、3つ目の分野としまして、知の地域づくりということでございますが、具体的にこの知の地域づくりとはどんな事業が想定されるのかということでございますが、これについては図書館の整備ですとか図書の購入ですとかそういった部分が具体的に申しますと対象事業という形になっております。

それから、自殺対策の部分でございますが、これにつきましてはそれぞれ相談業務なり、それから講演会なりそういった部分の事業を組み立てる場合について対象とするというような国の考え方が示されております。

それから最後に、第3条でございますが、この2項の中で必要に応じ確実かつ有利な有価証券にかえることができるということになっておりますが、これは一般的な基金条例の中ではほ

とんどこういったような形での内容が盛り込まれておりまして、例えば具体的に申しますと、国債で積んでおくとかそういうことも想定されるということでご理解をいただきたいと思えます。

〔「了解」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第5、議案第2号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、議案第2号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案は、南会津町古町温泉赤岩荘について、みなみやま観光株式会社を指定管理者としてその管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者候補者については、公募の上ヒアリングを実施し、比較検討した結果、安定的な

運営、他施設や地域との連携による相乗効果と波及効果等を勘案して選定したものでありまして、指定の期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日までであります。

よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 本指定管理につきましては、多分夏ごろ募集をされたというふうに覚えておるんですけども、その後、再募集というようなことも広報で見ました。この間数カ月ですか、この決定に至るまでの経過につきまして、どういう経過で再募集になったのか、内容につきまして説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 伊南総合支所長。

○渡部文政伊南総合支所長 お答えいたします。

まず、最初の8月の募集ということでございますが、22年8月10日にそれぞれから申請書が上がってまいりました。そのときには大東服装株式会社、有限会社フレックスの2社でございました。以降9月1日に指定管理者候補者の選定委員会が開催されまして、その中でそれぞれの両者からヒアリングを行いまして、それに基づいて9月9日指定管理者候補者の選定についての協議を行いまして、そこで結論に至ったわけでございますが、その内容としましては、両者とも南会津町甲の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の中に一部抵触する部分がございます。といいますのは、この3条の中に(3)という中で、事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有する者であることという規定がございます。その条項の中で、両者ともそれぞれの会社が相当額の負債を抱えているということで、これらの3条の条項に対して適当ではないというような判断がございまして、その中で両者とも指定をすることには至りませんでした。

以降第2次募集でございますが、平成22年11月1日付でもちまして、2社からの申請書が上がっております。1つは、みなみやま観光株式会社、もう1社は赤岩荘ふれあい共同企業体株式会社カズ・ウェブファクトリーの2社から申請が上がったところでございます。それらの中で、この2社からの申請書によりまして、それぞれ同じくヒアリングをしたわけでございます。その中でいろいろ内容等を検討しながら、先ほど町長が申しあげましたように、みなみやま観光が適当であろうという判断に至ったところでございます。

以上であります。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 はい、了解しました。

この席にみなみやま観光の社長もおられますので、一言だけ社長にお伺いをしたいと、お伺いするとともに地域の声をぜひ聞いていただきたいということで質問させていただきます。

非常に地域の業者が撤退するというようなことで、温泉に入ってこられる方が非常に不安を感じておられます。今回これが決定された後は、しっかりと地域で本当に大切にしてきた施設でありますので、地域感情等を考慮されまして、今よりさらにいい施設の運営をされるように希望するわけですが、一言お願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 副町長。

○渡部龍一副町長 お答えいたします。

赤岩荘の指定管理に関しまして、決定経過については伊南の総合支所長さんが述べたとおりでございます。指定管理者側といたしましては、当施設は現在のところ年間約2万5,000人程度の利用者がございますが、その中で町内の利用者が3分の2というような現状になっております。私どもとしては、現在窓明の湯あるいはきらら289ということで同温泉を利用した指定管理を今受けているところでございます。両施設連携をいたしまして、それぞれの特長ある運営、管理体制に図ってまいりたいというふうに思います。

その中で、今、議員からご指摘のありましたとおり、地域に根づいた、地域の歴史ある施設でございますので、地域の方々が日常生活の中で温泉利用ということで利便性が高まるように心がけて指定管理を努めてまいりたいと、そのように考えております。よろしく申し上げます。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

9番、湊田幹夫君。

○9番 湊田幹夫議員 私も聞きたいのは、前の2社がやっていたということかな、よく聞かえなかったんだけど、そのときも現在までは総計して赤字だったのかどうかというのが聞きたいことと、また観光公社に引き続いて赤字になっては大変だという心配で聞くんですが、その点の前任者は負債があるというんだけど、その温泉だけは黒字だったのか赤字だったのか。赤字でまた引き受けたのかというのが、私は焦点に聞きたいんです。

○渡部康吉議長 伊南総合支所長。

○渡部文政伊南総合支所長 お答えいたします。

以前の経営者でございますが、これは有限会社フレックスの経営でございます。平成21年の状況でございますが、町からは指定管理料として208万円の指定管理料を払っております。そ

んな中で実質総体的な数字を見てみますと、50万程度の黒字になっているというようなことで私たちは承知しております。

以上であります。

○渡部康吉議長 9番、湊田幹夫君。

○9番 湊田幹夫議員 この温泉だけで50万の黒字というふうに解釈していいんだね。温泉だけの経営を計算すると50万の黒字だったという回答でいいですか。それを今度指定管理者で観光会社、指定だという会社に承認すればいいという計算でいいのかな。そういう内容かな。そうすると心配しないんだよ、黒字でまた引き受けて、赤字になると大変だからそれを心配していますが、そういう解釈で理解いたします。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 この議案第2号を見ると、今年間208万とこれ出たんだけど、金額が書いていないなど、指定の期間は書いてあるんだけど、金額が書いてない。だから、全く同じく208万なのかどうか、これが第1点の質問。

それから、先ほどの5番とのやりとりの中でちょっと気になったのは、最初の2社がやって、その3条に抵触すると。それは負債を抱えているからだということですが、負債だけなのか、大概財務内容が悪いというならわかるんですよ。例えば、負債もあるけれども資産もあるという場合もあるわけですから、単なる負債だけあるというふうにしか聞こえないわけですよ。結局借金があったらだめだということになっちゃうわけですから、それはちょっと今の説明ではちょっと納得いかない。資産と負債と資本と合わせて、いわゆる財務内容が悪いからだめなんだというんだったらわかるんですが、その辺をきちっと説明いただきたい。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 それでは、私のほうから指定管理料の関係についてお答えさせていただきます。

これまで208万円ということで有限会社フレックスさんに指定管理をお願いしておりました。それで今回の応募に当たって、それぞれ申請団体からこれだけの指定管理料があればできますよというような事業計画をいただいております。その金額が、今回候補者となっているみなみやま観光で申しますと199万円です。できますよというような申請の内容になっております。ただ、この内容につきましては、再度指定管理の協定の中で町と十分経費のすり合わせをしながら、平成23年度の当初予算の中で指定管理料を明記していきたいというふうに考えておりますので、

ご理解をいただきたいと思います。

それからもう1点、伊南総合支所長のほうから話のありました指定の手續に関する条例の第3条に抵触するというようなお話がありましたが、これにつきましては単なる長期借入金ということばかりではありませんで純資産、トータルのバランスシート上の純資産、これが申請のありました2社につきましては、額はちょっと申し上げられませんが、数千万単位で純資産のマイナスがあったというようなことでございますので、総合的に勘案して、やはり今後数年間町の施設を安定的に経営する基盤としてはどうなのかというような疑問の中で不適格というような判断をさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号から議案第6号まで一括上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第6、議案第3号 平成22年度南会津町一般会計補正予算（第7号）、日程第7、議案第4号 平成22年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、日程第8、議案第5号 平成22年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）、日程第9、議案第6号 平成22年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を関連がありますので一括して議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、議案第3号から議案第6号まではともに関連がありますので、一括ご説明申し上げます。

本案は昨年10月8日に閣議決定されました円高デフレ対応のための緊急総合経済対策に基づき、国の平成22年度補正予算において創設されました地域活性化交付金等による補正予算4議案であります。

地域活性化交付金につきましては、緊急経済対策に沿ったきめ細かな整備事業と先ほどご議決をいただきました住民生活に光をそそぐ基金の対象事業に対する地方の取り組みを支援するため、国の補正予算で総額3,500億円が措置され、本町におきましては2億8,120万3,000円が交付される見込みとなっています。

これに伴う事業内容は、議案のほかに附属資料として地域活性化交付金事業として一覧表を事前に配付させていただいておりますので、提案理由の説明に当たっては、概要のみの説明とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

それでは、議案第3号 平成22年度南会津町一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出それぞれ8億6,740万5,000円を追加し、予算の総額を136億7,619万1,000円とするものであります。

歳入補正予算から説明いたしますと、第10款地方交付税は、今年度の普通交付税の再算定に伴い追加交付される1億2,666万2,000円の計上であります。

第12款分担金及び負担金は、きめ細かな交付金で実施する川島地区の交流施設外構整備工事に係る受益者負担分100万円の追加補正であります。

第14款国庫支出金は、地域活性化交付金、社会資本整備総合交付金、安全・安心な学校づくり交付金の計上でありまして、3億7,274万3,000円の追加補正でありまして、第21款町債は、田島第二小学校体育館耐震化事業及び田島地域給食センター建設事業に伴う記載でありまして、3億6,700万円を追加補正するものであります。

次に、歳出補正予算の概要についてご説明申し上げます。

第2款総務費は、町有建物の改修及び解体事業のほか住民生活に光をそそぐ基金への積立金でありまして、6,014万7,000円の追加補正であります。

第3款民生費は、社会福祉及び老人福祉施設の整備事業費と古町温泉赤岩荘の備品購入費の計上でありまして、2,427万1,000円の追加補正であります。

第4款衛生費は、今回の臨時交付金事業で実施します水道関連事業費に対する特別会計への繰出金と西部環境衛生組合のごみ処理ストックヤード整備事業費負担金の計上でありまして、2,070万7,000円の追加補正であります。

第6款農林水産業費の補正内容は、川島地区交流施設外構整備事業、農林業集落排水事業特別会計繰出金、農業振興施設整備事業、林業振興事業、治山林道事業でありまして、6,095万3,000円の追加補正であります。

第7款商工費は、プレミアム商品券による地域振興緊急対策事業補助金及び各観光施設整備費として5,292万5,000円を追加補正するものであります。

第8款土木費は、社会資本整備総合交付金の追加やきめ細かな交付金事業により道路橋梁費を追加するほか、公共下水道事業特別会計繰出金、各土木施設の整備事業費の計上でありまして、1億1,357万8,000円の追加補正であります。

第9款消防費は、消防施設費555万6,000円を追加補正するものであります。

第10款教育費は、5億2,853万6,000円の追加補正でありまして、田島第二小学校体育館耐震化事業や田島地域給食センター建設事業を初めとした文教施設整備事業費、体育施設整備事業費を追加補正するほか、住民生活に光をそそぐ交付金事業として学校図書の実と図書館システムの更新を進めるものであります。

第14款予備費は、歳入補正予算との関係から73万2,000円の追加補正となりました。

また、事業費につきましては第2表繰越明許費のとおり、翌年度に繰り越しするものとし、既定の地方債の変更は第3表地方債補正のとおりであります。

以上、議案第3号の説明を申し上げます。

次に、議案第4号 平成22年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、国のきめ細かな交付金事業により施設修繕事業及び下水マンホールの改良事業を実施するものでありまして、歳入では第2款繰入金、歳出では第1款集落排水事業費にそれぞれ496万4,000円を追加補正し、予算の総額を1億7,153万3,000円とするものであります。

また、事業費につきましては、第2表繰越明許費のとおり翌年度に繰り越しするものであります。

次に、議案第5号 平成22年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

本案は、前議案同様国のきめ細かな交付金事業により、下水マンホールの改良事業を実施す

るものでありまして、歳入では第5款繰入金、歳出では第1款土木費にそれぞれ400万円を追加補正し、予算の総額を3億6,477万3,000円とするものであります。

また、事業費の翌年度への繰り越しは、第2表繰越明許費のとおりであります。

次に、議案第6号 平成22年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

本案は、国のきめ細かな交付金事業により各簡易水道施設の適正な整備管理を図るものでありまして、歳入では第4款繰入金、歳出では第1款簡易水道事業費にそれぞれ780万円を追加補正し、予算の総額を5億6,218万4,000円とするものであります。

また、事業費につきましては、第2表繰越明許費のとおり翌年度に繰り越しするものであります。

以上、ご説明申し上げましたので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

以上であります。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 何点か質問したいわけですが、まず具体的な箇所づけの問題に入る前に、実はこのきめ細かな交付金が新聞等で発表されたときに私も非常にびっくりしたわけです。なぜかと言えば我が町への交付金額が県内でもトップクラスといいますか、わが町は喜多方、若松なんかよりもはるかに大きい金額だったように覚えているわけなんです、この交付金がいわばどのような基準の中で今回発表されたのか、ひとつお知らせ願いたいと。

もう1点は、これだけの金額を基本的な方向としてどのような箇所づけ方針を持って、予算づけ、配分をしたのかということについてお聞きしたい。きめ細かな予算の交付金の目的とするところもあるんでしょうけれども、まず箇所づけ方針をお示し願いたいというのが大きな2点目の質問でございます。

それから、ついでに細かい点に入っていきますが、このきめ細かな交付金事業というところで、資料が配付されておりますが、この中で何点かもう少し詳しく説明願えればと思うところがありまして、1点目は左側のナンバーでいいますと18番、19番、これ同じ事業なんです、関係者からも若干は聞いていますが、改めて理事者側からこの事業はこういう内容の事業ですよということをお知らせ、お示し願えればと思います。

それから、24番、祇園会館、これについても詳しくお示し願いたいと。

それから、31番、32番、これも関係する案件ですけれども、この点について順次ご説明願いたいと思います。

以上、お願いします。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 それでは、私のほうからは今回のきめ細かな交付金の配分の基準、それから今回の補正予算に当たっての基本的な考え方についてご説明をさせていただきます。

2番議員さんおただしのおり、本町に対する配分額につきましては県内でもトップクラス、また全国的にもトップクラスということでございまして、その算定の仕方でございますが、昨年もほぼ同じでございますが、基本的な考え方としまして配分の基準を人口と交付税で算定します地方再生対策費というのがございまして、それをフィフティー・フィフティーにしながら配分基準を決定するということがルールになっております。そこに加えまして、普通建設事業費に占めるその自主財源の割合、これらを勘案しながら国のほうで配分をしております。

それで一番額が大きい理由としましては、交付税で算定されます地方再生対策費の分ですね、この部分についてはどのような算定になっているかと申しますと、65歳以上の人口比率ですとか、それから林野面積ですとか、それから第1次産業の就業者比率等々で交付税の地方再生対策費というものが決定されるわけでございますが、これらの数値につきましては林野面積に含めまして当町にとってはかなり有利な数値が反映される部分がございますので、したがってきめ細かな交付金についてもそれらの数値から引っ張っているものですから、県内的に見てもかなり大きな金額が交付されると、こういうような中身になっております。

それから、2点目の今回のきめ細かな交付金の箇所づけと申しますか、配分と申しますか、そういう方針でございますが、まずきめ細かな交付金でございますので、なるべくそのきめ細かな事業にそれぞれ充当したいと。さらには、同時並行的に進んでおります平成23年度の当初予算で要求したのものについて、なるべく前倒しでこの事業を取り入れてやりたいと。さらには、せっかく交付されるこの交付金が町外のほうに逆に出るものについては、極力やめよう。具体的に申しますと、例えば備品購入費ですとかそういったものについても交付の対象になりますが、これは予算の執行が実際の歳出、何ていいますかね、支払い先が町外に出るような、そういったものについては極力やめようというような方針の中で、事業の緊急性、それから必要性、それから事業効果等を総合的に判断しながら、今回の予算方針としたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

資料ナンバー18と19の件ですが、これは事業名が農地沿線森林環境保全事業ということでありまして、これは農地、畑に隣接する森林の部分でございます。それで、現在猿、イノシシ、シカ等に大分被害の多いところがありまして、その中で今回この事業にあわせて中荒井地区のソバ畑の地区が大分イノシシに被害がありましたので、その部分を2キロ、10町歩ほど森林整備したいと思っております。そこは測量費もあります。

あと静川については、これは南泉寺からの上流まで、国道沿いの針生に向かって右側です。南泉寺からずっと含めて1キロ部分の5町歩の森林整備、これもシカとイノシシ等に田んぼが被害を受けているとそんなことでありますので、この辺も含めて森林整備したいと思います。

それで、森林整備の内容であります。間伐、下刈り等を含めて農地から約50メートルの部分森林整備して、獣害対策に充てたいということになります。

以上であります。

○渡部康吉議長 商工観光課長。

○星 光幸商工観光課長 ナンバー24、祇園会館設備修繕事業についてお答えを申し上げます。

この事業の内容につきましては、4点ございます。

1点目が、看板やぐら塗装工でございますが、これにつきましては経年劣化による鉄骨部の腐食等がございまして、その再塗装、さらには鉄骨部に一部亀裂が発生しておりますので、その部分の修繕等もございまして。

それから、2点目が映像、これにつきましては祇園会館内部の展示施設中に最終コーナーのところにジオラマコーナーというのがございまして、これにつきましては特殊な映像、音声によって祇園祭の二大イベントでありますお党屋制度と大屋台運行について説明をしているコーナーがございまして。そのコーナーのCDプレーヤーとLDプレーヤー、映像のLDプレーヤー等が故障しておりまして、これの修繕。

それから、3点目が電気関係でございまして、保安協会のほうから定期点検時に改善指導を受けている点で、その中には引き込み柱の開閉機が操作不良、それからもう1点は、電流超過によって電圧機を増設する必要があるというこの2点が指摘がございまして、それらの修繕工事をやりたいということでございます。

4点目が、自動ドアの修繕ということで、これにつきましては誤作動というか、磨耗による器具の交換が必要だということでございます。

以上4点でこのような数字になっておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○渡部康吉議長 建設課長。

○児山忠男建設課長 お答えいたします。

ナンバーで31番、町道後原丹藤線の整備でございますが、場所的に申し上げますと役場の横、中学校、小学校に行く幹線道路になってございますが、場所は田島体育館の前の部分に当たる歩道分でございますが、車道よりちょっと一段高くなっているマウントアップというような状況の歩道になってございます。その分が幅員約1メートル程度でございますが、冬期間等になりますと除雪等ができないという幅でございますので、それを切り下げて、その分が若干全体的な幅員が狭いということから広げて、通行ですか、小学校の学童に対する配慮ということを加味しまして、今回歩道の切り下げをし、かつ体育館のほうに段差がございますので、その防護さく等も破損している状況下でございますので、それを修繕、撤去をして、新たなものを設置すると。それにかかるNTTの支柱がかかりますので、1基の分が計上されてございます。

次に、32番でございますが、西町寺前線、役場前の通りで大門川へ行く部分、かつ役場の横からビデオ屋さんの前を通過して大仏山、郵便局まで、かつそこから右に右折しまして駅前通り、そこから大門川まで、その分については町道の中に流雪溝が埋設されてございます。投雪口としてグレーチングのふたがかかってございますが、長年車等の衝撃等においてかなりの音がするという部分がございます。そういう分を加味しまして、その修繕ということで取りかえというふうになります。39カ所今回計上させていただきます。騒音防止かつ的確に重たいふたを軽減させて投雪しやすくしたいということから、今回計上をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 何点か伺います。

まず最初は、地域活性化交付金の中できめ細かな交付金につきましては、先ほど2番議員のほうから交付の基準についての説明があったわけでありましたが、これで2億4,992万5,000ということで、新聞報道を見ると田村市に次いで本県では2番目というふうになっております。なっておりますが、住民生活に光をそそぐ交付金ですね、これについて補正の11ページのほうに3,127万8,000とこう上がっておりますが、光をそそぐ交付金についてはどういう基準で交付されているのかなど、きめ細かな交付金と大体同じなのかなど、その辺ちょっと説明をお願いしたい。

それから、その交付金の金額についてもやはり県内で田村市に次いで2番目に多いのかなと、その辺のもし順番というんですかね、順位といいますかね、そういうのがわかれば伺いたいと思います。

それから2つ目は、説明資料のほうにいきますが、そのほうがわかりやすいので説明資料のほうの2番目ですね、地域活性化交付金の説明資料2番の旧八総鉦山小学校の解体撤去事業というのが1,800万ほど上がっておりますけれども、これについてここでは化学物質過敏症の人たちがおりますので、その事業については今後どうなるのかなということを伺いたいと思います。

それから、22番の20%のプレミアム商品券ですね、これの内容をです。内容の中でも特に去年も8割補助の住宅のリフォームに対する助成があったわけですが、あのときも臨時議会だったものですから審議をする時間がなかったわけですが、きょうもこれ1時半から何か勉強会がありますので、この審議を急ぐ必要があるんですが、本来臨時議会であっても午後は何も日程組まないという約束をいつかしたんですけれども、守られていませんけれども、やはり時間が限られていますと急ぐわけですよ。ですから、そういうふうに今後はしないでほしいと思っておりますが、そのときにこの商品券を発行する場合に、何ていうかな、2割ですからすごく有利ですよ。ただ、金持ちの人にやっぱり有利になるんじゃないかということなんです、心配するのが。去年の8割の補助のときも結局2割負担さえもできない人もいるんだという指摘があったわけです。しかも所得制限もなかったでしょう。だから、今回もやっぱり所得制限も何もなくてわーっとやると金持ちが有利になっちゃうんですよ、やっぱり。ですから、その辺の配慮はどうなっているのかなということを伺いたいです。

それといま一つは59番で田島体育館の修繕事業とあるんですが、ここで前にもちょっと要望してあるんですが、網戸がないものですから夏が大変暑いんですよ。夏いろいろスポーツしている人たちから網戸を欲しいという要望があるんです。これそんなにお金かからないと思うんですが、何か所か左右に2カ所くらい網戸があると冷たい空気が入って夏はいいんだということなんです、今回も入っていませんけれども、何かの別な事業でぜひやってほしいなと思っておるんです。やはり健康づくりでみんなやっていますので、健康になればいろいろな保険税も値上げを抑えられるとかいろいろ効果がありますので、ストレス解消もありますけれどもひとつそんなことでその3点をお伺いします。それとあと、まあいいか、時間がないからそのくらいでやめましょう。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

まず第1点目の住民生活に光をそそぐ交付金の配分の基準でございまして、これにつきましてはまず単価が279円というものがあまして、そこに人口を乗じ、さらにはその各種の段階の補正計数等を掛けまして、さらにはそこに財政力の強弱による補正計数をつけて、それで配分するという、かなり複雑な算定方式になっております。

したがいまして、ある面で財政力の補正計数につきましては、当町においては財政力指数が低いものですから、かなり有利に働くものにはなっております。

したがいまして、基本的な考え方としましては、人口とさらにはその財政力の強弱に応じて国のほうで配分するというような基本的な考え方でございます。

それでもう1点ありました県内の交付金額の順位がどのくらいになっているのかということでございますが、これについては手元資料がちょっとありませんので、後でご説明をさせていただきたいと、こんなふうに思っております。

それからもう1点目、これは総務費のほうに計上されておりますので、私のほうからお話をさせていただきますが、旧八総鉦山小学校の解体でございます。

〔発言する者あり〕

○室井 裕総務課長 いいですか。

〔「わからない。言っている答弁がわかりません」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 では、一問一答でいきますが、今の光をそそぐ交付金で計算方法は大体わかりましたが、順番は後からお願いします。

それで、ちょっと一応確認をしたいのは私の間違いかもしれませんが、昨年この地域活性化交付金があったときに計算方法をちょっと聞いたんだけど、ちょっと忘れちゃったといひますか、そんなことがあって、後からの話としていわゆるそれを獲得するというかな、その交付を受ける場合にあらかじめ今回のこういう説明書にあるように金をこちらで組んで、これをやりたいから下さいというふうに要求しているんじゃないのかなと。それで南会津町は、すごく要求がうまいというふうに言われたことがあったんですよ。ですから、そういう方法なのか、それともそうじゃなくて今言ったような基準で来たものをこちらでこう配分するんだというふうに、その辺のやり方をちょっとどなたかに伺ひます。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

まず、配分される金額の総額につきましては、こちらから補助要望を出して、それで決定を受けるということではございませんで、国のほうで一定のルールに基づいて総枠を配分いたします。したがって、その総額を配分された額の範囲で町がどのような事業を展開するかということでの組み立てでございますので、今ちょっとお話がありましたこちらから要望して、その要望活動が実って額が決定するというものではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 では、その今の地域活性化関連のことはわかりましたので、八総鉦山関係の小学校の解体撤去ですが、この時期はいつごろからどんなふうにするのか、あるいはその場合に化学物質過敏症の事業はどうなるのか、どこかで引き継ぎ継続するのか。

あとさらにちょっと関連して伺いたいのは、この事業については国の事業に持っていくべきじゃないのかなということもありましたので、そういうことを関連してその辺も伺います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 私のほうからは、解体の部分についてお答えをさせていただきます。

今回解体撤去する八総鉦山小学校でございますが、正面に向かって真正面にある老朽化したかなり大きな建物がございまして、そこがかなり老朽化が激しく、さらには落雪等においてかなり憂慮される部分がございます。現実問題として向かって左側に後からつくりましたところに向かって雪が落ちて、そこを損傷させたというようなこともございまして、実際にあそこでお仕事をなさっております池谷さんとも十分協議をしました。その中で今現在対象としている、壊そうと思っている本当の校舎、その部分では余り入っている人がいないということもございまして、向かって左側の校庭側のほうにつくっておりますあちらの施設のほうで今対応しているので、古いほうについてはちょっと危険性もあるので入れていないというようなお話もありまして、池谷さんのほうで解体されても別に支障がないというようなお話がありましたので、今回この交付金を使って解体をさせていただきたいというふうに思います。

ただ、発注時期につきましては、今この冬場を迎えましてちょっとなかなか困難でございますので、春になってから発注をして解体をしたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 解体事業につきましては、今、総務課長が答えたとおりでございます。

今後、じゃどのようにするのか、したいのかということでもありますけれども、皆さん、あの

施設に入られたことがありますか。私、実はちょっと日にち忘れましたが、昨年一度、中のほうを見させてもらいました。本当にこのままの状況で置いていいのかなというような思いで帰ってまいりました。そういうわけで今解体の理由は、総務課長が答えたとおりであります。確かに、あそこに入られている方の思いを考えれば本当に気の毒だなど、そういう思いであります、やはり我が町の事業としては余りにも重過ぎます。

ですから、やはりより適切にあの事業というか、それらを解決というか対応できるにはやはり国の事業としてやってもらうのがいいのかなと、そのような思いであります。今後は一応町としてできる対策はしていきたいと思っておりますけれども、そういう中で国にも働きかけながらやっていく必要があると、そのようなことを認識させられたわけであります。そのような中で、もしそのようなことになりましたときには、皆さん方にもぜひご協力をお願いしたい、そのような考え方であります。

ですから、施設の拡充、それから整備というものは現段階では町はこれ以上厳しいと、そのような状況であります。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 では、次は22番の商品券のことについて伺います。

○渡部康吉議長 商工観光課長。

○星 光幸商工観光課長 答えいたします。

まず1点目は、時期の問題でございますが、今回補正をさせていただきますが、この後23年度の繰り越し事業を考えております。と申しますのは、この後、商工会等々と協議をさらに詰める必要がありますし、それから加盟店の募集、準備等を含めれば現段階で考えているのは年2回の発行というふうには考えております。

それからもう1点目の金持ちに集中するのではないかとというおただしでございますが、これにつきましては限度額を設ける予定でございます。この辺の中身については、現在4地域にそれぞれの商品券を発行している組織がございます。田島の場合は法人組織でございますし、その他の3地域に関しましては任意法人、任意の組織団体でございます。

先般、その4地域の、法人の代表の方々にもご協議いただきましたが、大筋についてはこの事業についてやりたいということでございます。1回当たり1人5万円の限度額でやりたいという今検討内容でございます。

それから、当然発行場所についてもこれだけ広い地域でございますから、4地域それぞれ買いやすい場所、日時等々を検討してまいりたいといふように、今商工会等と協議をしている最中

でございます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 今、概要について伺いましたが、このほかはいろいろあとはどこで使えるのか、大型店舗でも使えるのか、あるいは従来の地域の商店だけなのか、いろいろな問題があるわけですが、あと金額、その辺をちょっと伺いますか。使えるところの店舗についての構想があれば。

○渡部康吉議長 商工観光課長。

○星 光幸商工観光課長 お答えいたします。

まず、使える場所でございますが、これはこれから議決いただいた後に加盟店を募集して、この運営主体については4地区の連合による新しい発行主体を考えております。それらが、これから加盟店を募集するんですが、基本的には商業、サービス業の商工会会員を想定しております。この事業に新たに参画したい場合については、申し出をしていただければ加入できるということでございます。

それから、その加盟店の条件でございますが、まず本社が町内にあることということでございます。これは、町の補助金で、100%補助金でございますので、まず町内、地域で買い物をする仕組みづくりをしていくんだと。そのお金が町に残るということで、本社が町内にあるということでございますので、例えば今、議員おただしのような大型店舗、本社が町内にない大型店については、対象にはならないということでございます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 時間もあれですから、30分くらいですのでだんだん押していますが、今の商品券の問題についてはちょっと私の勘ですけれども、5万円だとやっぱり金持ち寄りになると思いますので、3万くらいにしたらどうかということをご提案して、これで終わりにして、最後の体育館について伺います。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 お答えいたします。

ナンバー59番、田島体育館修繕事業関係でございますが、今回の事業内容では網戸の設置は含まれておりません。

以前も網戸設置に関するご質問に対し、運動によって発汗、汗をかくのは当然でございますので、今のところ設置する予定はないというふうにご答弁させていただいておりますが、なお利用団体の意向等も踏まえ、今後検討させていただきますので、ご理解をいただきたいと思いま

す。

〔「では、終わります」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 先ほど答弁が漏れました住民生活に光をそそぐ交付金の交付状況についてお答えいたします。

南会津町につきましては、福島県内では町村では1番でございます。それから、市を含めますと交付額で多い8番目ということになります。答弁させていただきます。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

14番、平野昌盛君。

○14番 平野昌盛議員 箇所として3点ほど質問したいんですが、まず1カ所は一般補正の21ページ、3目の学校給食費ですが、ここに説明区分で委託料と工事請負費が上がっておりますが、こういう大きな事業はまずその他の費用もかかるんじゃないかという。そこで総費用額は幾らになるのか、それから補助対象経費と対象外経費は幾らなのか、まずこれひとつ伺います。

それから、農林業集落排水事業特別会計の、これは6ページの下のほう。目で施設管理費、節では需用費と工事請負費、失礼しました。節の15番の工事請負費について伺います。

これマンホールの改良工事請負費ですが、これは地域活性化資料の2ページの13番なのか。

それからもう一つ、前後して申しわけございませんが、それから地域活性化資料の、交付金資料の5ページの48番、これ関連しておりますが、この点についても伺いたいと思います。

まず初めに、先ほど一番先に申し上げました一般会計補正予算の21ページについて伺います。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 お答えをいたします。

一般補正21ページの学校給食費の関係でございます。この中では委託料と工事請負費とそれぞれ上がっておりますが、今回の田島地域給食センターにつきましては、いわゆる田島地域の中学校、3つの中学校がございすけれども、田島、檜沢、それから荒海中学校、これの給食を予定しているものでございます。この工事請負費3億9,606万8,000円のまず内訳でございますが、給食センターの建設と、それから3中学校へのいわゆる搬入口及びその保管室の改修を含めた全体の工事請負費でございます。

このうち財源内訳といたしましては、まず国庫交付金、これが4,591万9,000円でございます。それから、起債につきましては3億2,700万円、その他一般財源2,314万9,000円というふう

うになっております。

なお、委託料の工事監理のほうにつきましては、一般財源で対応したいというふうを考えております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 14番、平野昌盛君。

○14番 平野昌盛議員 今お答えいただいたんですが、ただ、こうした大きな事業、款項目、目のほうで話しますと学校給食費、これ4億706万8,000、こう計上されていますが、その他に経費、何か細かい経費、例えば該当あるかどうかわかりませんが、賃金とか需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、償還金、利子及び割引料、こんなのがあろうかと思うんですが、これは細かいことはいいですから、この田島地域の給食センター建設工事の総費用、幾らになるのか。これそして国県支出金4,591万9,000円ですか、あります。これの対象費用が補助金だと思いますが、補助対象費用額と対象外費用額は幾らなのか、それを伺いたいということでしたので、よろしく申し上げます。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 お答えいたします。

本年度で計上している22年度の予算額は記載のとおりでございますけれども、これ以外に23年度の予算で計上しているという部分でございますけれども、まず一番大きいのがいわゆる給食の運搬用の自動車がございます。それから、いわゆる配膳用のコンテナとか各校へ配膳する用品の備品と、それから細かい食器等ございまして、これらを含めて大体2,314万ほどを現在見込んでおります。このためすべての備品から消耗品すべてを含めると、建設として4億3,000万ほどがかかるのではないだろうかというふうに現在見込んでいるところでございます。

それから、補助対象事業国庫交付金の中身がどのようなものかということでございますけれども、これにつきましては一応基準面積、いわゆる共同調理場ですね、この児童生徒数が今回の供給が400人を供給ということになっておりますので、いわゆる500人未満の場合の基準面積というのがございます。これに対する補助単価がまず1つございます。それから、いわゆる排水処理に関する部分、これも補助対象というものでございます。それから3つ目、いわゆる米飯給食、米ですね、これをやる場合、これも設備に対する補助の対象というふうに、補助対象については大きく分けましてこの3事業というところをトータルしたものでございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 14番、平野昌盛君。

○14番 平野昌盛議員 細かいことはいいんですよ。本当に対象経費、総額で幾らになるのか、対象外経費で総額で幾らになるのか、それだけ説明してください。伺います。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 お答えいたします。

補助率は2分の1と基準額の2分の1ということでございます。ですから、補助の対象事業費が9,183万8,000円でございます。これの2分の1ということで4,591万9,000円が今回の国庫交付金となるというものでございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 14番、平野昌盛君。

○14番 平野昌盛議員 そうしますと、総経費4億3,000万からですか、補助対象額9,183万8,000だと思ったんですが、これを差し引いたのが補助対象外経費というふうにとってよろしいでしょうか。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 ただいまの議員のとおりでございます。

○渡部康吉議長 14番、平野昌盛君。

○14番 平野昌盛議員 あとは農林業集落排水事業の予算ですか、排水事業特別会計予算の関係の補正の6ページですか、歳出のほうの目で言いますと施設管理費、節で言いますと需用費も先ほど聞きましたが、工事費だけにします。15番の工事請負費、これが400万、これは除雪対応型マンホール改良工事請負費とありますが、これは地域活性化交付金の資料の2ページの13番、これに該当するもので箇所は20カ所ということでございますが、もちろん地区は伊南地区、それから伊南地区のさらに細かい点は町のかなのか外なのか、そこら辺も含めて伺います。

○渡部康吉議長 伊南総合支所長。

○渡部文政伊南総合支所長 お答えいたします。

設置箇所20カ所の内訳でございますが、古町地区で15カ所、多々石地区で2カ所、白沢地区で3カ所を予定しております。

以上であります。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

14番、平野昌盛君。

○14番 平野昌盛議員 それから公共補正も、地域活性化交付金の資料の5ページ、48番、

これ南郷地区だと思うんです。これも20カ所で計上じゃなくて、地域活性化交付金事業の後ろには書いてありますが、この具体的な箇所について伺います。

○渡部康吉議長 南郷総合支所長。

○森 秀一南郷総合支所長 お答えいたします。

これは特定環境保全下水道事業で設置しましたマンホールの段差を解消ということで20カ所でございますが、4集落にわたりまして大型マンホール16カ所、小型マンホール4カ所、合計20カ所の内容になっております。集落としましては、和泉田地区大型9カ所、堺地区大型2カ所、小型1カ所、それから宮床地区大型1カ所、鶉巣地区大型4カ所、小型3カ所、計20カ所になってございます。

以上でございます。

[「はい、了解」と言う者あり]

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 ナンバー22番の地域振興緊急対策事業ということで、先ほど19番で質問をした件なんです、私のほうからももう少し聞いてみたいと思います。

大変これはこういう経済状況下で、何とか地域経済を盛り起こそうというような感じだろうということで、大変これはこれで結構かなとこんなふうに思います。

先ほどの課長の説明の中で、ちょっとそれ以外にどうなのかなということをお聞きしたいと思います。

まず、この商品券というのは簡単に発行できるのかなということで、1つはその条件だとか、あるいは規制だとかそういうのがあるのかどうか、これが第1点。

それから、有効期間というのはあるのかなのか、あればいつまでなのか。

それから、買ったはいいいけれども、それまでの間使わなかったという場合は一体どうなのか。紙くずになるのか、いや、そうじゃないよと交換できるのか、この辺をお聞きしたいと思います。

それから、先ほどの中でどうもいまいわからなかったのは、田島の場合は何か法人がある、ほかは任意法人だと、何かもう少し明確にわかればお願いしたいと。単なるそれだけでは何のこっちゃわからないので、どういうふうに考えているのか。例えば商工会に任せて加盟店の募集からPRから全部やらせてもらうんだとか、町はこうするんだとかというその町とこれから任すというかな、依頼するその辺の事業というか仕事の役割分担みたいのがあれば、示していた

だきたい。

以上です。

○渡部康吉議長 商工観光課長。

○星 光幸商工観光課長 答えいたします。

4点ほどかと思いますが、まず1点目の規制等でございますが、現在商品券を発行しております。その内容と変わるものはございません。

そして、有効期限でございますが、これはその発行主体が法人組織であれば有効期限はありません。法人組織でない任意の組織であれば、法的には6カ月以内、有効期限は6カ月以内ということになります。

それから、6カ月以内に使用しなければどうかということですが、それは使用しなければそれで終わりということになります。

それから、先ほど申し上げました4地域の組織でございますが、まず田島地域には南会津町商業振興協同組合という組織がございます。これは法人組織であるために現在発行している商品券は有効期限はございません。そのほかの3地区については、館岩が館岩商業部会、伊南が伊南振興会、南郷が南郷振興会という組織でございます。これにつきましては、法人化されておりませんので、任意の組織ということで現在発行している商品券につきましては6カ月以内の有効期限ということになります。

新しく実施しようとする商品券につきましては、この事業につきましてはまず実施する主体でございますが今申し上げました4地域、今ばらばらに4地域それぞれ実施しておりますが、4地域が一緒になって新たな組織、法人化じゃないんですが任意の組織をつくって実施をするということでございます。その事務のお手伝いは商工会が当然やっていくと。

町との関係でございますが、これにつきましては町は補助金要綱がございますので、その要綱に基づいて補助金を支給すると。ただ、実施内容については当然町も意見も出させていただくというようになります。

以上でございます。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 あのね、今説明で聞くと、4地域を今度1つになって、任意のほうにするとすると、そこで発行となれば6カ月ということですね。何か6カ月というのはちょっと短過ぎないかというのが正直思って、私はむしろ逆にできるだけ、できるだけというか、余り長くてもしょうがないかもしれないけれども、今現在館岩でやっているそちらのほうのほ

うがかえっていいような感じするんですが、その辺はどっちがいいと言われてもなかなかあれなんです、私としては6カ月よりはもう少し長いほうがいいような感じがするんですが、その辺はどういうふうな検討されたか、答えていただきたい。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

今、課長のほうからは、その条件といいますか、法律的な発行に対するようなことで説明、今答弁あったと思うんですが、私の考え方としては、やはり根本的には今商工会が統合したといえども実質1つになっていないと。そういう中で、地域の経済をやはり活性化するには、地域の皆さんにもぜひとも地域の商工会をご利用いただきたい、あるいは今入っていらっしゃらない方にはこれから申し込んでも間に合いますよと、そのような対応もしていきたいと、そういうふうな基本的な考え方があります。ですから、法人化していれば権限がないというような課長のほうからの説明ありましたけれども、法人化すればそうなるでしょうけれども、法人化しない場合にはやはりその規則がありまして、6カ月ということであろうとそのように思います。ある意味長くすればそれなりに買った人が安心して使えるかもしれませんが、ある意味もう一方それはそれで組織できればいいんですが、もしできなかった場合6カ月という期間の中でこれなりの経済効果というか、それを出していただければ、それはそれでまた町の施策として意義があるのかなと、そのように考えているわけでございます。

ですから、細かい詳しいところはもう少しやはり商工会の皆さんとも町は話し合う必要があるのではないかなと、そのようには考えています。ですから、なるべく地域の活性化をうながしたいとそのようなことが根底にあるということをご理解いただきたいとそのように思います。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 はい、わかりました。

それで結局あれですね、年2回の発行と。そうすると6カ月、6カ月だから、もう1年以内にできるだけ使っていただきたいと。そしてその1年に地域の経済が少しよくなればと、こういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○渡部康吉議長 商工観光課長。

○星 光幸商工観光課長 お答えいたします。

法的には6カ月以内ということでございますが、今ほど町長申し上げましたように、この趣旨が消費刺激策ということでございますので、長く伸ばすことも1つの方法かと思いますが、現段階の商工会等々の組織の方々の考え方は期間は6カ月以内、できれば3カ月程度で実施し

たいというふうな今考え方を持っていられっしやいます。

それで、発行時期につきましては、夏の時期3カ月、それから年末年始の3カ月ということで考えております。

それから、当然商品券をお使いになった後その商品券を引きかえる、換金する期間が一定期間必要になります。ですので、その辺も含めますとこの事業が当然国の交付金でございますから、その事業の完了が3月には報告しなくちゃならないというような条件がございますから、引きかえ期間、換金期間をすべて完了するのが2月いっぱいということで2回目の商品の使用期限は1月末では完了したいというふうな予定でおりますので、ご理解いただきたいと思えます。

〔「了解」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 簡単に大きなところで3点ですが、1つは、まずきめ細かな交付金事業で最後の交付金充当額の予算額で、当然予算額のほうが多いということは交付金以外に一般財源といいますか、今回はたまたま普通交付税の追加がありましたので、何ら基金の取り崩しもなくその中で結果的に予算になったんですが、つまり交付金を使うに当たってそういう条件といいますか、制約といいますか、例えば8割は充当していいと、2割は一般財源として何かそういうふうに条件があったのかということ。

同じく住民生活に光をそそぐ基金についても、今後3年間、今回と次2年間使うんですが、同じようなまたそういう基金取り崩して使うんですが、その場合また8割云々とかのそういう充当の条件、制限があるのか、その点1点と、次に地域活性化のこの全体のやつは、最近2年くらい国もこの地域経済の活性化ということで随時補正予算の中で来て、町においても前回の住宅改造関係で大幅な自主財源を使ってまでも活性化のための予算を組みましたし、今回もそういう、住宅改造はどちらかといえば中小、町内の自営業者というイメージで、今回も一応主に予算の前倒しをしながら土木事業中心の、なおかつ先ほど説明ありましたように町内に金が落ちるような仕組みでということで今回は土木業者。

その中にあるプレミアム商品券を見ますと、これも今度は店舗関係ですね、お店関係ということで、それぞれの立場の人に対しての地域経済の活性化ということで読み取れるんですが、その中で予算の趣旨はそういうことで備品を買わないで、なるべく地域に効果ということですが、次に次のステップとして、この次は、今度は発注、入札ということがあられるわけですが、そして入札後のさらに受注業者の実際の作業というんですか、工事というんですか、そこまでに

おける2点ですね。入札、発注における仕組みとその後の監視といたしますか、本当にこの効果が町の中に落ちるようなシステムについて条件をつけるのかどうか、あるいはどういうシステムで監視していくのか。簡単に言えば町外の下請に出さないシステムとか、その辺を1点確認します。

それから……

[発言する者あり]

○4番 馬場信作議員 まず、大まかにいきます。

もう1点は……、以上です。以上の中で先に一般財源と充当率の関係からお願いします。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

今回予算計上額と交付金の充当額で資料を見ていただければおわかりのとおり、7,000万の一般財源を充当しておりますが、今回のきめ細かな交付金につきましては、議員おただしのよ
うな充当率の基準といたしますか、一般財源をこれくらい使いなさいというような基準はござ
いませぬ。これは光をそそぐ交付金も当然でございますが、基本的には10分の10の交付金で
ございまして、したがって交付金の配分された額がこの金額でございますので、予算上は全
部その100%執行できれば一般財源をつける必要はございません。

ただ、予算の執行の中でどうしても予定していた部分の事業費が下がるというようなことも
あって、逆にせつかく配分を受ける交付金を返さなくちゃならないというようなことも生じま
すので、それを避ける意味で一般財源をつけて、事業化しているということでございます。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 そういうリスク軽減といたしますか、例えば請け差とか、確かにあると
思ひます。それで理解をいたしました。

次のこの後、発注、入札に関して先ほどの事業の趣旨がさらに徹底するような方針として何
か考えておられるのかを伺ひます。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

今回きめ細かな交付金ということで、例えばこの交付金を大型事業に1個ぼーんと充当して
しまひますと、その地域の経済の波及効果というのが少ないんです。

したがって、なるべく幅広く地域内の波及効果が高まるような事業ということで、こう

いったいいろいろな事業を細かく発注するというところでございますので、基本的には町内の業者さんを当然のことながら優先をして、発注をしていきたいというふうに考えておりました、余り町外の業者に頼らなければならない事業というのは内容から見ると余りないのかなというふうに見ております。

したがいまして、これから指名に当たっても当然のことながら従前どおり地域の地元業者さんを優先にしながら指名をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 従来どおり地元の業者に入るようなシステムと、ちょっと従来どおりという言葉にちょっと不安を感じるんですが、特別何か条件をつけ加えるのかなと思ったんですが、ただ発注後も別に下請等々を含めまして、あとは発注業者の自由裁量になるんですか。特別入札の時点で何かしらそういう制限とか設けるような考えもあるんですか。それを伺います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 今ほど原則的なお話をさせていただいたとおりでございます、まず町内業者さんを優先する、これが当たり前の原則でございます。

ただ、そのほかにその下請の関係につきましても、これはこの事業に絞ったわけではございませんで、常に町内の業者さんに発注するに当たっても下請等についてもなるべく地元の方々を使っていたきたいということを折に触れ要請しているところでございますので、その考え方については当然踏襲してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

〔「はい、了解しました」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 観光施設の管理費の中で、きめ細かなの中で祇園会館の説明の中でレーザーディスクの壊れたということで修繕とありましたが、金額がわかればと思ったんですが、金額わからなければ、1つ気になったのはかなり古い機械で今どき直すよりは今液晶の時代で100インチでも200インチでも買える時代ですので、その予定としてそれが直すほどの価値とどうか、直してまた何年かで壊れるようなかなりクラシックのレーザーディスクでプロジェクターですね、後ろから映すタイプなので、その辺の金額と、あとその辺の検討ですね、修繕なのか、そういう液晶にすればもっと安いもので上がるんじゃないかどうか。

○渡部康吉議長 商工観光課長。

○星 光幸商工観光課長 お答えいたします。

基本的には修繕ということで、CDプレーヤー、しゃぎり用の関係でこれが2台、それからLDプレーヤー、画像の分です、映像の分、これがやっぱり2台。しゃぎり用のCDプレーヤーの修繕については2台で約16万、それから映像用の2台で約9万6,000ということでございます。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 高額の場合、考えると修繕費というのはかなりかかると思ったんですが、今聞いてかなり安いものだから、それでもいいと思いますが、今後そういう検討のときには液晶にしたり新しいソフトにするとか、時代も変わっていますので、本当に壊れたのは気になりましたけれども、了解しました。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 せっかくだから聞きたいなと思っていただけども、ことしの除雪費の関係ではほかでは相当除雪費が組み込まれて、補正しないとだめだと。

○渡部康吉議長 7番議員に申し上げます。

除雪費の予算は、これ入っていないと思いますので。

〔「議長12番」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 ちょっと待ってくださいよ。

これから質疑する人、何人か予定している人いますか。ちょっと挙手お願いします。

〔発言予定者挙手〕

○渡部康吉議長 3人いたら。それでは、わかりました。

では、12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 12番、星登志一。

2点です、1点は一般補正の11、教育債のところ、あと1点はきめ細かな交付事業の9番。まず、一般補正の11、6の教育債、ここに小学校耐震化事業、過疎対策事業債で出ております。これは前回の議会のときに総額で約29億になるという話がありましたので、こういった個別で出てくると全体像がよくわからないということで、これ今度の新しい総合振興計画に入っているのか、そこで詳しく表記するのか、それから過疎対策事業債、田島の給食センターも一緒になっているので、今後とも過疎対策で対応できるのかですね。過疎対策で事業できれば、あとこれは70%公債費で戻ってくるわけですから、その辺をまず説明していただきたい。

○渡部康吉議長 総合政策課長。

○穴戸英樹総合政策課長 答えいたします。

新たな第2次総合振興計画にも小中学校の耐震化工事を進めますということで、文言としても入れておりますし、実際の実施計画にも入る予定となっております。

過疎計画につきましても、当然過疎計画に記載がない事業は過疎債の対象になりませんので、この事業についても計画には載っているということでご理解ください。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 次に、じゃきめ細かな交付金の9番、突然これ長野地区の送水ポンプの交換というのが出てきたんですけれども、これ実際は担当者がかかわると方針がちょこちょこ変わっちゃうのね。基本的には、この送水ポンプというのは昭和55年か56年ごろ長野が渇水期のときに臨時的にあそこから水を揚げようということをつくったはずなんです。ですから、水源地ではないはずなんです。これから見ると、最近特に下山地区で雨降ったときに、少しずつ飲む分には目に見えないからわからないと、雨降ったときにふる水をためると下のほうに濁水があるというような状況があるわけです。これ恒久的な措置になると、非常に困ると思うんですよ。これが水源調査費だったらわかりますけれども。その辺、その対応を恒久的にあそこだけ使っていくつもりなのか、あるいは一時的にあのポンプを直す、来年度の予算に今度水源地を新たに調査するための費用をくくるのか、その辺のことをお伺いいたします。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 答えいたします。

長野水源地は、今現在井戸の水源地を利用しております。西の沢水源地とあるんですけれども、これは昨年の秋に長野区の役員の人たちと一緒に現場を見ていただいて、この水源地はもう使えない。そして今までもずっと井戸の水源地を使っていたということを理解していただいて、ああこれを使っていたのかというふうに理解されましたので、そのまま使っております。

なお、水源地のポンプの交換なんですけれども、今使っているポンプはグランドパッキン等の交換にもう熟練した技師でないとできないというような状態でありますので、今後そういう熟練した技師を職員として置けるのは容易でないということから、余り経験がなくてもすぐにポンプ操作ができるというようなポンプにかえていきたいということで、今回要求しております。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 ちょっと課長、認識が違う、それは。過去の歴史をきちんともう

一回ひもといて、なぜあそこにできたかということを考えて、私、今産建の委員長で、今ここでやっているのは突然出てきたからなんだけれども、あそこはあくまでも臨時に使うということで始めたんだから。それで過去に町のほうも私も委員会でも聞いているけれども、検査して水がきれいだというけれども、それはきれいなときにはかるからそうなんです。雨降ってから2時間、5時間、10時間たってからはかってみなさい。ちょっとコップにためたやつと、ずっと沈殿したやつでは全然違うんだから。その危険な水を飲まないようにということをやっていたんですよ。だから、前にも私は一般質問で電気のモーター量はどのくらいになっているんだと、それを見ればどのくらいの機械にあの水を使っているかと、慢性化はまずいですよと何回も言って、その当時の担当者もそれを認めてきているわけです。担当者がかわればかわるで、ころころと方針が変わったのでは困るわけです。そういった申し送りをきちんとやっておきたい、そういう考えを、認識を持ってもらいたい。町長、いかがですか。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

この件は、結局今のまま壊れたときには修復が効かないと。そのような可能性もあるから今回の予算の中で修繕したい。ですから、基本的なことは基本的なことで当然考えなきゃならないと思いますけれども、でも余り言われるんだしたら、これを削除しても別にいいんですが、また別な意味で……

〔「そんな話じゃないだろう」と言う者あり〕

○大宅宗吉町長 だから別な意味で、恒久的な対策を図るということは、また別な対策をしていく必要があると、そのようなことで、今回はもし壊れたらすぐ困るんじゃないのと、そういうようなことでこれを対応したいということの対応でありますから、ご理解願いたい。私もその話も聞いていましたから、濁る話は。ですけれども、何で濁るのかわからないと、そういうようなことも現実にはありましたから、ですからこれはこれとしてまた別な事業というか、別な事業の中で考えていきたい。ですから、これはこれとして今すぐもしも壊れたら困るんじゃないのという部分での対応ですからご理解願いたいと、そのように思います。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 地域活性化交付金の5番、6番と60番についてお聞きしたいと思います。

5番、6番は医療包括施設の改修に伴う予算ですけれども、以前より、私がここに来たときより大幅に金額が……

○渡部康吉議長　マイク使ってください。

○8番　楠　正次議員　私が以前質問したときよりも、医療包括施設の改修、新設の工事ですけども、かなり低い金額になっておりますけれども、この理由。

それとあと5番、6番が順番どおりのものではなくて、これはそれぞれに入札とかで工事業者が決まると思うんですけども、この中でどれが一番最初にやる必要があると思われるか、その2点をお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長　健康福祉課長。

○渡部　仁健康福祉課長　お答えいたします。

以前6月議会に8番、楠議員のほうからこの関連のご質問をいただきまして、そのときに答弁した金額については、備品も含めて2,500万というふうな答弁をさせていただきました。

ただ、その数字につきましては、非常に概算的な数字でございまして、業者からの見積もりというようなことでの数字でございましたので、その後、町のほうで内部での設計等を試算したところこの金額になったというようなことでございます。これらについては、備品については入っておりません。また、発注については一括で発注したいというふうに考えております。

以上です。

○渡部康吉議長　8番、楠正次君。

○8番　楠　正次議員　はい、わかりました。

発注についてですけども、中の順序を倉庫、これが一番最初にできないと、営業上、湯花里苑、愛輝診療所も営業上、湯花里の営業上支障が出るということなので、倉庫ができてからでないと、一括で工事を始めてしまうと今病室としようとしている2部屋には相当な量のリネン等が入っていますから、そういうところをよく業者でずれが生じないようにしてほしいというふうに思います、これは要望で。

あと60番についてですけども、幼児用のプールがあるんですけども、全体的にいうと漏水、南郷のやつは私も以前から知っておりましたけれども、この防水塗装ということは漏水があるということなのか。漏水があるとすればどのくらいの漏水をしているのかということと、幼児用プールは60センチ、70センチの深さだと思うんですけども、私も去年行ってみたときに転んだ子供が浮き輪をつけたりしていて、本当に乳幼児が入っているんですけども、段を石段をおりるんですけども、滑って転んだ子がいたんですけども、そのふちの部分が全く直角になっているモルタルなものですから、ちょっと危険だなと思ったんですけども、今回塗装をする際にそこにアールをつけるとか何かできたら、頭を打ちそうだったので、帽子がち

よっとすれただけでそのときはけがにはなりませんでしたが、そういうこともあったので、せっかくのこの塗装工事をするときですから、そのアールをつけて塗装をすとかということがもしできれば、そういうことをお願いしたいなというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 お答えいたします。

ナンバー60番の館岩町民プール修繕事業の関係でございますが、これは漏水による塗装工事ではございません。内側の塗装がはげておりまして、ざらざらというふうな感じになっておりますので、内側の塗装をすということでございます。

それから、幼児用プールの関係でございますが、これについては請け差の関係であれば、そちらのほうで対応ができれば、そちらのほうで考えてみたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 その内容と同じように防水塗装工となっていたものですから、私は防水があるのかなと、60番の防水、ただの塗装でなくこの防水というのは漏れなくするためなのかなというふうに思ったからお聞きしたんですけれども、この防水塗装工という表記が塗装の表記として正しいのかどうかですね。漏水があるのかなというふうにこの表記を見て思いました。その防水塗装というふうにここに表記されているけれども、それは漏水とか何かではないのかなということです。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 コーティング塗装というふうに解釈していただければ結構です。

以上でございます。

○渡部康吉議長 15番、阿久津梅夫君。

○15番 阿久津梅夫議員 なかなか議会で阿久津、おめえは何もしゃべらないと言うから、1つだけ、1点だけお尋ねします。

一般補正の16ページ、観光施設等管理費の中の15工事請負費、この中のたかつえロッジ解体工事のこれ、これ解体した後で何かできる予定はあるんですか。それだけ聞きたいです。計画はあるんですか。

○渡部康吉議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 お答えいたします。

このロジは館岩時代に昭和56年ごろ建てたロジでございます。現在、さいたま少年自然の家が冬はもうほとんどロジの使い切りのような状況になっておりまして、これを取り壊して只見川電源流域のお金をもらいまして、新しく建てるというような計画でおります。

以上でございます。

○15番 阿久津梅夫議員 はい、わかりました。

〔「20番」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 何だ、さっき手挙げなかったな。

20番、児山寿明君。

○20番 児山寿明議員 さっきの7の水道の関係で、私も長野の住民ですので、若干質問させていただきます。

登志一君と町長のやりとりで大体中身はわかりましたが、実は長野としてこれは長い懸案でありまして、この地下水ポンプは、水はいわば上に人が住んでいるわけで、これも下水の処理ができていないわけでもないし、全く古い言葉で言うと地獄的に排水をして生活をしているわけで、これも何年もかかって水道課のほうでは水質検査やら何やら、水道水として異常ないよというふうな結論は出ているわけですが、まさに水源地から数十メートルじゃなくても100メートル、200メートル離れた中で人が住んでいて、その生活雑排水が浸透しないということは言い切れない。新たに検査の段階で心配なんだよということでは、やっぱり我々、その水を使っている者にとっては余り気持ちのいいものではないというのが長野の人たちの考えであります。今、登志一君が言ったように、確かに水源地の問題、先の沢からとっておりましたが、ここの上流には長野では財産区の所有地で、水源涵養林も持っております。非常に条件的には水的にはいいものがあるというふうに我々も考えております。先人はそういうことからそこを水源地として使ってきたというのが現状であります。確かに水道事業、大変な金がかかるわけで、これをまたもとに戻すよというのなかなか大変な現状から見れば私も理解はできます。

しかし、住民に対して使用者に対して安全で安心なやっぱり一番源、前に水の話も出しましたが水は生命線であります。そういう観点からも時間がかかっても私は結構ですので、水源地は今のポンプ地ではないんだよというような認識を、ひとつ町のほうも水道管理者として認識を改めていただきたいというのが私の質問ですので、そのところをひとつご答弁をお願いいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

日本に住んでいると水というものは安易に入るものだと、そのような認識が今でも蔓延しておりますけれども、ここ中国資本の土地の買い付けと申しますか、そういう中で水というものがかなり注目されておりますし、これだけ環境の変化がありますと、やはり水というものが改めてその大事さを考え直す必要があると私もそう思います。

そういう中で、町内の水資源もいろいろ一つの資源じゃないかとそういう考えもありますし、そういう中で今じゃ皆さんが利用していただいている水が本当に安全かと、そういうことになりますと、一応の検査を受けていますけれども、一応は大丈夫というようなこともありますけれども、やはりそういう中でこれだけきれいな水源地にいるわけですから、それこそ本当に自信を持ってどこにでも水を資源として町が生かすことができると、そのような対策も必要であると、それは十分考えていきたいとそうふうに思います。

そういう中で、今水源の問題いろいろこうありまして、実は木伏地区も鉱物の問題もあったものですから、水源を新しく確保いたしましたし、そういう中で滝原地区の問題もあります。長野地区の話も聞いております。そういう中で一つ一つその安全対策を町としてはしっかりやっていきたいとそうふうに考えておりますので、もう少し時間をいただければとそうふうに思います。ですから、これは基本に南会津水源の町としてしっかり対応していきたいとそうふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 20番、児山寿明君。

○20番 児山寿明議員 町長の考え方はわかりましたが、あともう一つ確認したいことは今のポンプ地は登志一君も言ったように、仮の水源地だったんだよというその事実はあるわけですので、その辺をきちっとやっぱり町も認識をしていただいて、やはり従来のと申しますか、先人が選んだやっぱりきれいな水場があるわけですから、多少の経費はかかってもやっぱり町民一人一人が同じような条件のもとで水を利用して生活できるというのが町の大事な理念であろうと私は思います。そういう姿が町の姿であろうと思いますので、その辺も踏まえて再度この水の問題については、長野の皆さんは住民が非常に不安というか、そういう疑念を抱いているので、その辺を執行者として町長もう一つさらに強く認識を深めていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 水の利用計画もそうなんです、1つ下水道ができれば、やはり水の使用料も違ってきますし、総合的に水の量ということも確保しなければなりません。

そういう中でやはり命につながる水を確保するという事は、町の大事な使命であるとその

ようにも認識をしておりますから、今回の処置に関しましては、先ほども私が申し上げましたように、今の現状であるとしても万が一のときに長野地区が渇水したり何だりすると困ると。ですから、恒久的なものではないですよと、そういう意味で、当座の先ほども課長が答弁しましたが、なかなかその修繕には技術が要るんだと。そういうポンプであるから、こういうこのときのために水がなくなると大変だからポンプを交換して緊急時に対応していきたい。

恒久的には、基本的には今後町がその水の確保をしっかりとしていきたい、水の計画もしっかり立てていきたいとそのようなことでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 20番、児山寿明君。

○20番 児山寿明議員 もう1点確認したんですが、長野地区は水無のほうから来ている、田部のほうから来ている本管があるわけだよね。それと田部原から長野の本管につながっている水は連結していると思うんですが、仮にその水で地下ポンプを使わなくても、じゃ現状水は間に合うのか、間に合わないのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 答えいたします。

今ほど20番議員から質問ありました田部の水源からの水なんですけれども、今現在つながってはおります。おりますけれども、水量的にはまだ調査している段階でありますので、これが全部が長野集落に行くとなるとちょっと水的には足りないということでもありますので、先ほどからおっしゃっています井戸のほうを仮に使わせていただいているということでもあります。

○20番 児山寿明議員 それじゃ、田部原からもつながってんだべ。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 つながっております、田部原のほうには行っております。

○渡部康吉議長 20番、児山寿明君。

○20番 児山寿明議員 私の認識では、田部原からも長野の本管にジョイント、水無から来るもの田部から来るのもジョイントしているというふうに、私こう認識しているんですが、そうであるのかないのか。それで、もしそうであればそれらを注入すれば、地下ポンプを使わなくても大丈夫なのかどうなのか、だめなのかどうなのか、それを聞いたんです。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 その水道について、水道というか、その方法については若干不安がありますので、もう少し時間をいただいて、調査してお答えしたいと思います。

以上です。

〔「了解」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより1件ごとに討論、採決に入ります。

議案第3号 平成22年度南会津町一般会計補正予算（第7号）についてこれより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 平成22年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてこれより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 平成22年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてこれより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 平成22年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についてこれより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◆ —————

◎閉議の宣告

○渡部康吉議長 これをもって本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

————— ◆ —————

◎閉会の宣告

○渡部康吉議長 以上をもちまして、平成23年第1回南会津町議会臨時会を閉会いたします。

慎重なご審議、まことにありがとうございました。

閉会 午後 零時22分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員